

藤原宮第21次（西殿）の調査

（昭和52年12月～昭和53年3月）

この調査は、大極殿院西方に位置する西殿と、その南北回廊を含む約1440㎡の範囲を対象としたものである。この地域は日本古文化研究所が昭和9年12月に、藤原宮の調査を初めて行なった第1区に相当し、トレンチおよび坪掘り調査によって7間×4間の「第1区殿堂址」（西殿）を検出した場所である。古文化研究所によって発表された図面によれば、大極殿院とりわけ東・西殿とその回廊部分のとりつきが左右対称とならず、詳細な点については再調査の必要ありと認められること、大極殿院の整備に関して正確な図面を作成する必要があることなどの理由から今回の調査を行なうこととなった。

検出遺構は西殿 S B 2200、西面北回廊 S C 2120、西面南回廊 S C 2140、掘立柱建物 S B 2150、東西溝 S D 2160、自然流路 S D 2170、井戸 S E 2130、土壌 S K 2129、S K 2140などである。

西殿 S B 2200では、日本古文化研究所が検出した28基の「根固め栗石」のうち、14基を確認した。このうち西側柱列が最も残存状況が良い。すなわち西側柱列の北第1・2・3・4では礎石すえつけ掘形と根固め石、北第5では花崗岩礎石の風北剥落した部分と、すえつけ掘形および根固め石を検出した。北側柱列では西第2ですえつけ掘形、東・北・西の入側柱列では5箇所根固め石を検出した。東側柱列および東入側柱列では、古文化研究所が検出したとする11基のうち、わずかに1基（東入側柱北第4）を確認したにすぎない。古文化研究所の報告書に根固め石の写真および個々の実測図が示されているのは、西側柱列、西入側柱列、北側柱列に限られており、東半部分は当時においてもかなり残存状態が悪かったのであろう。ところで、20次の調査における北面回廊（S C 2100）での根固め石は地山上あるいは整地土上に直接置かれ、さらに大幅に削平されており、礎石を据え付けるための地業の構造について手がかりを得ることができず、ひいては散在した小礫群を柱位置とすることに疑念が生じ

てきた。しかし今回の21次の調査では根固め石の下にすえつけ掘形を6箇所検出し、さらに西側柱列北第5では花崗岩礎石の風化剥落した部分をも検出したのであり、西殿S B 2200の西側柱列、西入側柱列に礎石が存在したことは確実となった。そして、すえつけ掘形の底部にも小礫が散在していることを確認したのである。

西殿S B 2200に伴う足場穴と考えられるS X 2199は、直経30cmの円形の掘立柱穴から成るもので、身舎の中心に柱間1.7m前後で南北に並ぶもの、東側柱列の内側および外側に柱間1.7～2mで並ぶものがあるが、西側柱列の内外では検出していない。このS X 2199の桁行方向は、北でやや東に振れ、西殿S B 2200が北でやや西に振れていることと異なっている。西殿に伴う足場穴とするためには、西側柱列の西側での発掘をまって確定したい。

以上の資料によって西殿の規模を、西側柱列および北側柱列の礎石すえつけ掘形の心々距離と、身舎部での根固め石の位置を考慮し復原すると、柱間寸法は桁行7間(28.9m)、梁間4間(13m)で、桁行柱間14尺(4.1m)、梁行柱間11尺(3.25m)ということになる。古文化研究所の復原桁行全長95.9曲尺(29.05m)、梁行全長39.2曲尺(11.88m)にくらべると、桁行はほぼ同規模で梁行柱間は古文化研究所の案よりやや広くなる。ただ、前述のように、東半部分は根固め石の残りが悪く、西殿S B 2200の西側柱列および西入側柱列を確定できるだけであるから、西殿の規模についてはなお検討を要するのである。

西面北回廊S C 2120の痕跡は、西殿S B 2200の棟通りおよび西入側柱通りで検出された。棟通りではS B 2200の北側柱列から33.5mの位置で、花崗岩礎石底部の風化剥落した部分を検出したが、大部分は野井戸によってこわされている。さらに1間北では、径1.4mの礎石落とし込み穴とその抜き穴が重複して検出された。西入側柱通りでは、それより2m西へ離れて、礎石落とし込み穴と径1m高さ0.5mの礎石を検出した。西面北回廊S C 2120が複廊になる可能性を考慮し、西殿S B 2200の東入側柱通りまで発掘区を拡張したが、根固め石や礎石すえつけ掘形などは認めることができなかった。発掘区が狭いので確言できないが、西殿より北側の回廊および北面回廊は、古文化研究所の案どおり単廊

となる可能性が強い。

西面南回廊 S C 2140は、古文化研究所によって複廊に復原されているが、今回の調査では、既に国有地となっている西殿 S B 2200の棟通り列以西を調査し、西面南回廊の規模を取りつき位置を確認することとなった。調査の結果、棟通り列では、S B 2200の南側柱列から10mの位置で根固め石とすえつけ掘形、その西側に接して礎石落とし込み穴と径0.75m高さ0.7mの礎石を、さらに南へ4m離れて礎石落とし込み穴を検出した。西入例柱通りでは、S B 2200の南側柱列から10mと14mの位置で礎石すえつけ掘形、16mの位置で落とし込み穴を検出した。

西面南回廊 S C 2140は今回が初めての発掘である。古文化研究所は東殿にとりつく南回廊の西側柱列を東殿の東側柱列にそろえて検出し、視覚的に左右対称とするため、西殿にとりつく南回廊の東側柱列を西殿の東側柱列にあわせて推定復原している。しかし、これは中軸線の問題を度外視しているのであって、今回の調査では、西殿の西側柱通りと棟通りに南回廊 S C 2140の礎石すえつけ掘形が検出されたことにより、南回廊は西殿と棟通りをそろえて中心位置にとりつくか、一間西にずれた西殿の西側柱列に回廊の西側柱列が並ぶかのいずれかになる。

掘立主建物 S B 2150は、3間(5.4m)×2間(3.4m)の南北棟で、柱間は桁行1.8m、梁行が1.7mの等間であり、棟方位は方眼北に近い。

東西溝 S D 2160は古文化トレンチ4号によって北肩を失っているが、復原幅0.7～1mの溝である。深さ0.4m前後で東西16m分を検出した。7C後半の土器を含んでおり、A期に属する。自然流路 S D 2170は幅1mで蛇行しており、東西15m分を検出した。5C後半の土器を出土した。井戸 S E 2130は、径1.0mの隅丸方形の掘立を持つ井戸で、底部に径5cm長さ70cmの丸太棧が残存していた。埋土から、藤原宮の瓦とともに平城宮Ⅱ(神亀末年頃)の土師器、須恵器が出土した。井戸 S E 2130の東方にある2基の土壇・S K 2129・2220も出土遺物からこの時期のものと考えられる。

量後に今回の調査成果と、北面回廊地区(20次)の調査成果とを合せて、大

極殿院に関する中軸線の問題と、柱割りの問題について述べる。

① 先に古文化研究所が復原した大極殿院北門の南側柱列の根固め石およびすえつけ掘形は、今回の調査では全く検出できず、大極殿院北門を確認できなかった。そこで、中央部分を含め北面回廊という表現を用いると、北面回廊中央9間分は桁行14尺等間（1尺を0.295 *m* として計算する。以下同じ）に割り付けることができる。これに対し、北面回廊の東西部分は、先の古文化研究所の調査や当研究所が整備に間して一部調査を行なった成果から、桁行11.5尺の11間分に割り付けることができる。したがって、なお大極殿院北門が存在した可能性は強いのであって、仮に無いとしても、北面回廊中央9間分の桁行14尺は、北面回廊東西各々11尺分の桁行11.5尺よりは広いということができる。

② 東面南回廊は古文化研究所の発掘によって、桁行14間分が検出され、東殿に接続している。千分の一の地図に載る現在の畦畔と古文化研究所の図面を比較すれば、この柱間を桁行14尺とするのが最も妥当である。ところが今回の調査で検出した西面南側回廊 S C 2140 の礎石すえつけ掘形は、西殿 S B 2200 の南側柱列から14尺等間では割れずに、むしろ11尺等間で割りつけられる位置にある。東面と西面で桁行の柱割りが違ったとも考えられず、また今回の調査の範囲も狭く断定はできないので、この点についてはなお今後の問題として残しておきたい。

一方、西面北回廊は、今回の発掘により13尺で17間に割り付けられることが明らかとなり、古文化研究所による東面北回廊の成果とも一致している。

③ 大極殿地区では宮北面中門の心と宮南面中門の心を結ぶ宮中軸線と朱雀大路計画線 S F 1920 の心とがずれている。宮北面中門の心は18次調査により S F 1920 を検出してはいないが、17次の調査により宮南面中門より南 140 ~ 220 *m* の位置で検出した朱雀大路 S F 1950 の路面心は南門の心に比較的近い数値を示すことから、北門の心と同様に南門の心も S F 1920 の心に一致する可能性が高い。ところが朱雀大路計画線 S F 1920 は北門から大極殿院までは方眼に対しほぼ南北に走っているが、宮南面中門の南では、南に対し東に振れて走っている。かくして大極殿院では宮中軸線と朱雀大路計画線 S F 1920 の心とがずれる結果

となる。

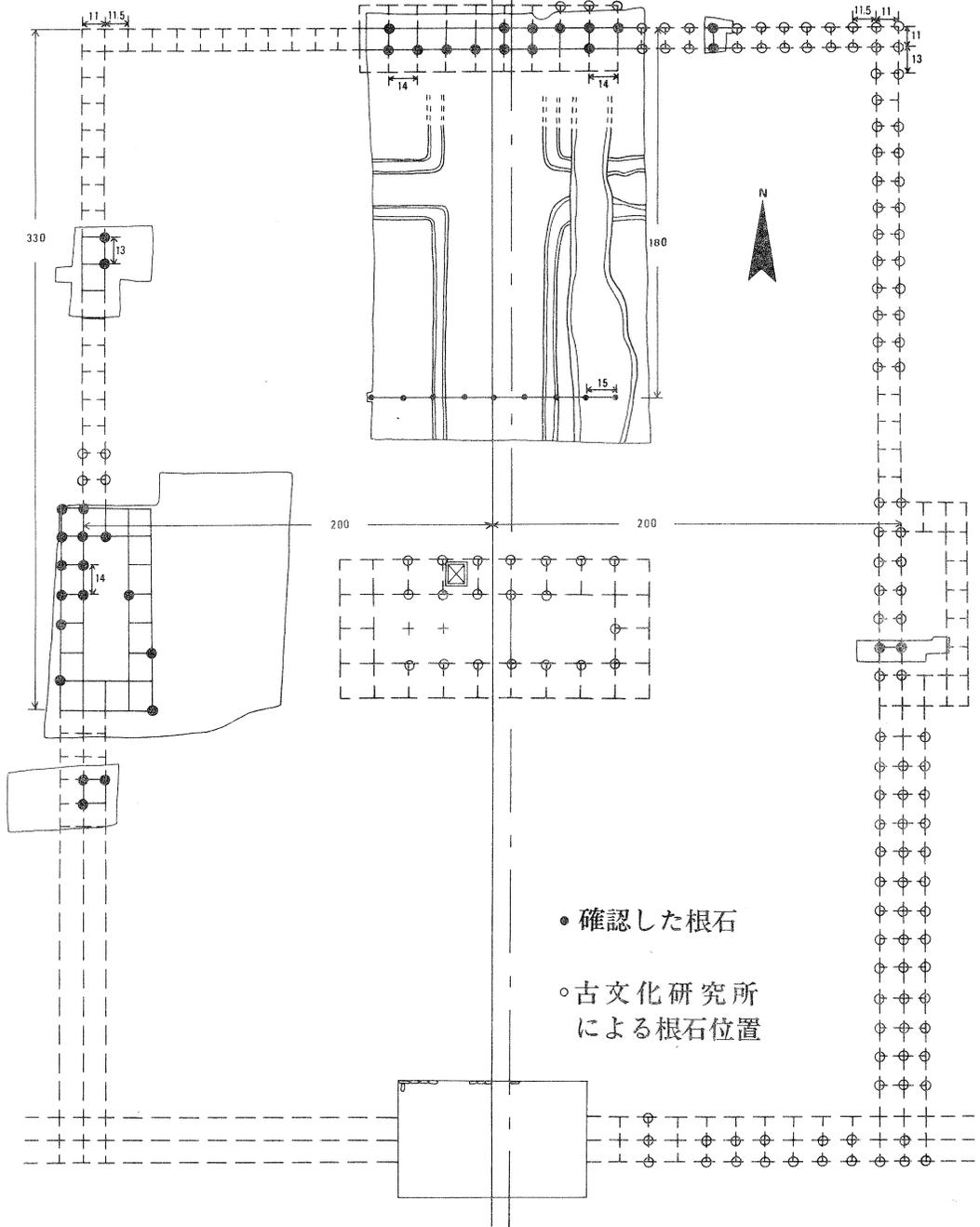
④ 次に大極殿院地区の軸線が前二者のいずれの軸線に一致するかという問題がある。北面中門と南面中門の心をむすぶ線の中軸線とした場合、西殿・東殿はほぼ対称となるが、大極殿は柱位置が中軸線に一致することになって、左右対称に復原すると、桁行8間ということになる。諸宮の大極殿がいずれも9間に復原されていることを考慮すると問題が多く、また、北面回廊の柱割りにについても困難な点が多い。一方、朱雀大路計画線S F 1920の心の中軸線とした場合には、軸線が大極殿の柱位置のちょうど中間を通ることになり、この軸線で対称に復原すると、大極殿は桁行9間の建物となり、東西北面回廊中央部分（古文化北殿）も桁行9間となり、東西回廊も左右対称に復原することが可能となる。しかしこの場合、東・西殿は左右対称の位置にないことになる。

⑤ この東・西殿をS F 1920の軸線に左右対称にするためには、東・西殿を総柱の建物にしなければならない。古文化研究所は東殿の西側柱列と西入側柱列を検出し、当研究所も東殿整備に際して東殿の南第3列の根固め石の位置を確認した。古文化研究所が復原した東殿の西側柱列をS F 1920の軸線で折り返すと、西殿の棟通りになる。すなわち東殿をさらに2間分西へずらすことによって、はじめて東・西殿はS F 1920の心と左右対称になり、棟通りを柱が南北に並び、総柱の東・西殿となるのである。しかし、この場合、西殿S B 2200の足場穴S X 2199は棟通りの柱と重複することになり、また東・西殿を総柱とする積極的な根拠も何ら見出し得ないのである。

⑥ 以上によって、大極殿地区では東・西殿をのぞき、大極殿・北面回廊中央間9間分、東・西殿の北回廊が朱雀大路計画線S F 1920の中軸線としている可能性がきわめて強くなった。以下において、古文化研究所の成果を考慮して、東殿の位置と、東・西殿の南北回廊部分の規模と取りつき位置を検討してみたい。

東殿は、古文化研究所によって西側柱列、西入側柱列が検出され、当研究所も1976年3月に、整備に際して南第3列の根固め石を確認した。古文化研究所による六百分の一の図面と千分の一の地図に載る畦畔とを対比すると、東面南

宮南門～北門軸線
SF1920軸線

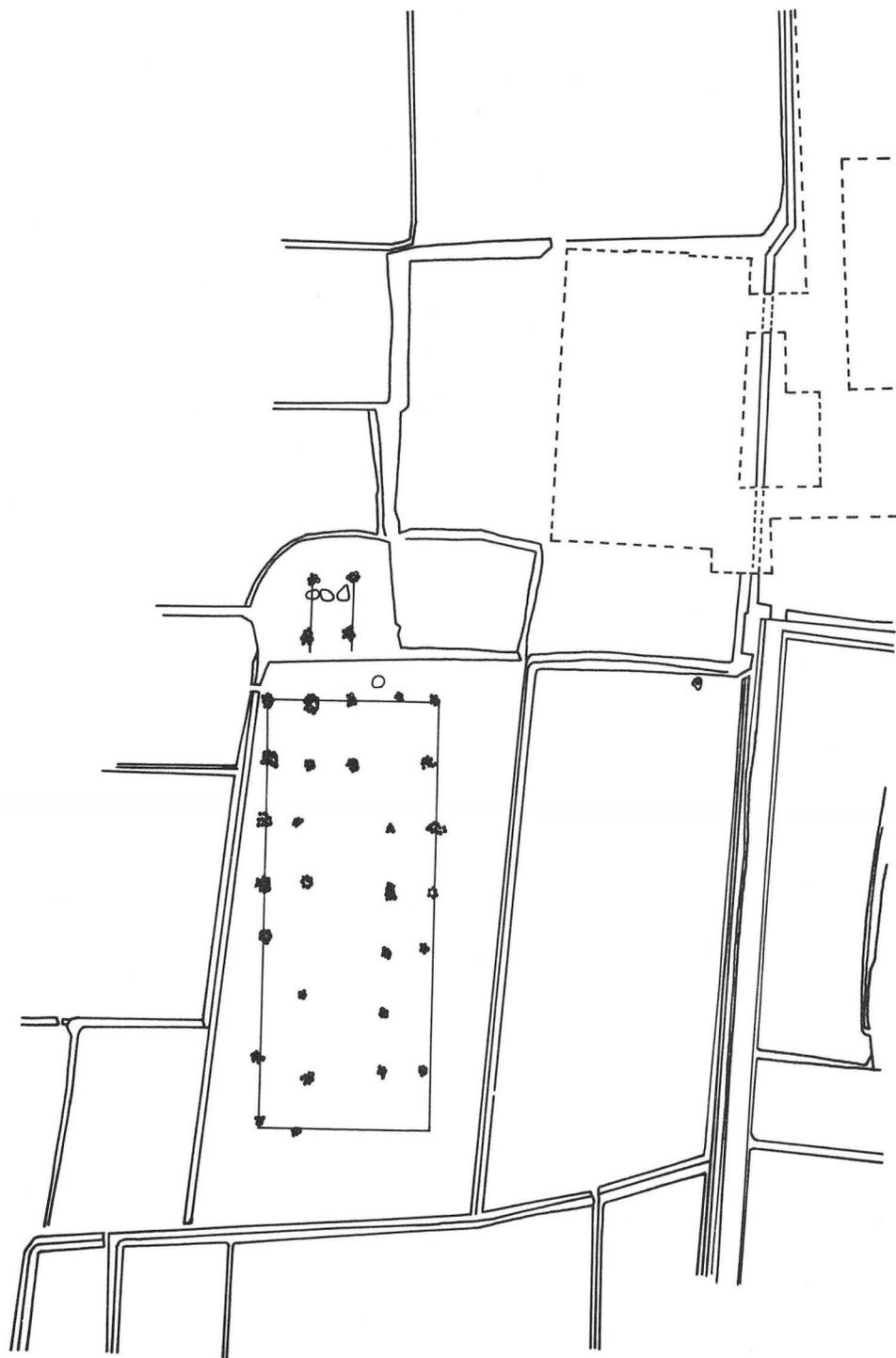


大極殿院復原図 (1/1000) 1尺 = 0.295 m

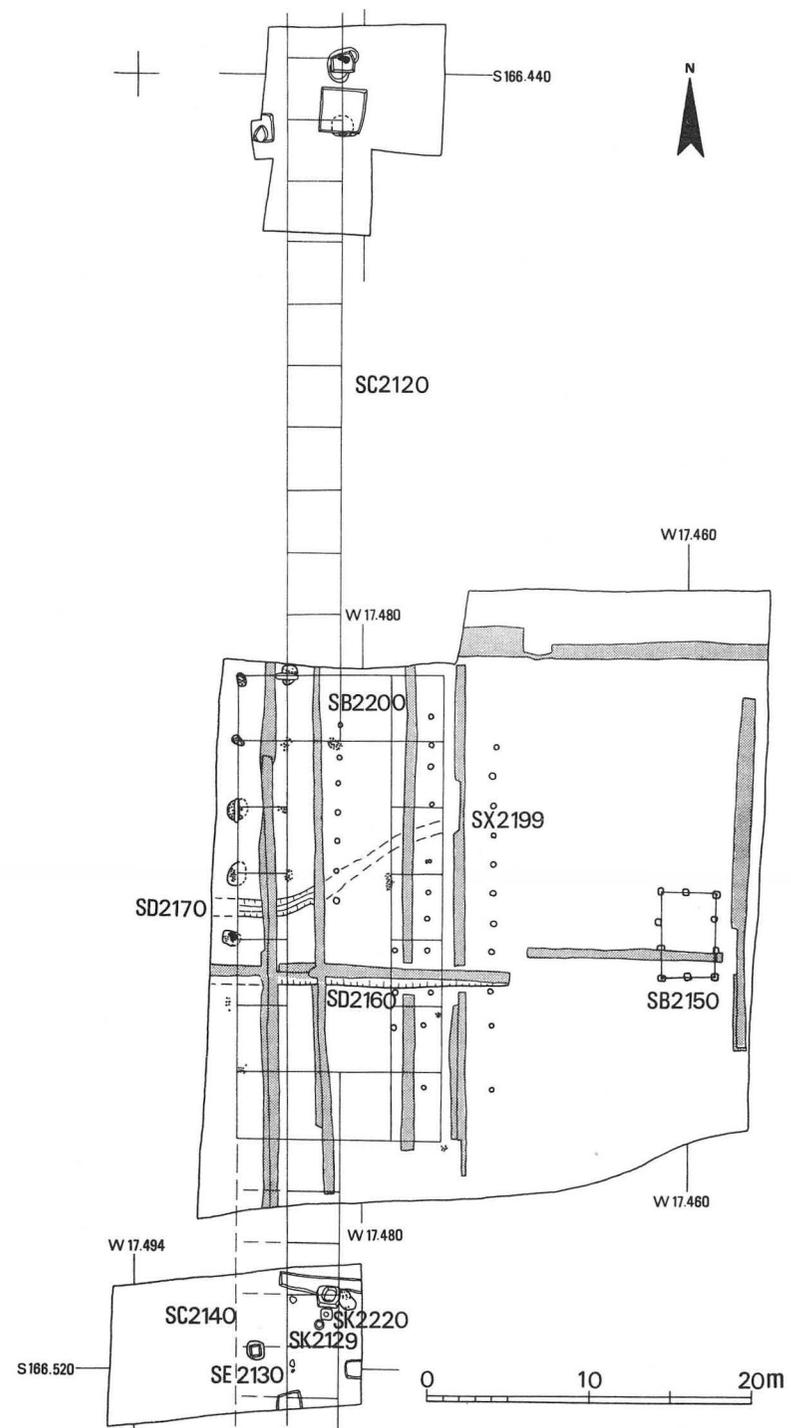
回廊の西側柱列の位置は、東殿の西側柱列にほぼ一致する。従って、現資料による限り、東殿と東面南回廊のとりつきは古文化案どうりとなる。そしてS F 1920の心を軸線としてこの南回廊を折り返すと、西面北回廊S C 2140の西側柱列は、西殿の西側柱列に並ぶこととなる。一方北回廊は、西面では西殿の棟通りが回廊の東側柱列と並び、東面では東殿の西側柱列と回廊の西側柱列とが並ぶこととなる。

このように復原したとき、東殿の位置と東・西殿の南回廊のとりつきとに関して、大きな疑問が生じてくるのである。しかし、現資料では、こう復原せざるを得ないのであって、今後東殿とその南北回廊部分をも含めた発掘調査の必要性が痛感されるのである。ただ将来の発掘によっても東・西殿がS F 1920の軸線に対して左右対称にならないとすれば、宮の造営に先んじて条坊地割（S F 1920他）が行なわれ、大極殿など宮造営当初のものはこれらの道路の心に合わせてつくられ、それらの造営に伴って宮内の道路が埋められて以後の造営については新たに軸線を設定したということも一応は考えてみる必要がある。ただ、こうしたことを論ずるためには、道路の地割と宮内の計画線との関連性・宮の造営尺と個々の建造物の柱割りとの関係、施行誤差や精度の問題、さらには施行時期の違いなど多くの問題があり、今後これらの点を総合的に検討する必要がある。

なお、大極殿院復原に際しての軸線としては、朱雀大路計画線S F 1920の振れが概数（約N59'W）としてしか出ないため、掘立柱塀S A 2060と直角に交わる線N38'10"Wを採用した。造営尺については、S F 1920の心から西殿の西入側柱列まで59.2 mで、これを200尺として、東西方向については1尺=0.296 mの数値を得ることができる。南北方向については、北面回廊北側柱から西殿南側柱まで96.9 mで、これを330尺とし、北面回廊北側柱から掘立柱塀S A 2060まで57.7 mで、これを180尺として、1尺=0.293～0.294 mの数値を得ることができる。



古文化研究所による第1区殿堂址 (1/400)



第21次調査遺構配置図 (1/400)
(網目は古文化研究所トレンチ)